

青木村地域情報高度化促進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業（以下「情報通信高機能化事業」という。）を実施するにあたり、青木村の住民（以下「住民」という。）の意見を取り入れ、住民の目線で、住民との協働で事業を進め、地域情報の高度化を促進するため、青木村地域情報高度促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について協議、検討をする。

- (1) 情報通信高機能化事業の円滑な整備に関すること
- (2) 情報通信高機能化事業の有効的な利用、活用に関すること
- (3) 情報通信高機能化事業の住民への周知、PRに関すること
- (4) 青木村地域におけるDX推進に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する

- (1) 地区が選出する協力委員（協力サポーター）
- (2) 公募による応援委員（応援サポーター）
- (3) 事業を施工する上田ケーブルビジョン並びに協力事業者の代表者
- (4) 役場並びに関係団体等の代表者

2 委員長は、互選により決定し、会務を総理する。

(委員)

第4条 委員は、次のとおり任命する。

- (1) 協力委員は、各地区の選出により任命する。
- (2) 応援委員は、公募により選考の上任命する。
- (3) 前条第1項第3号第4号に定める委員は、協議事項の内容により、代表者を委員として任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画課事業推進室で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。